

地域主権推進部会における議論

○地域主権改革の進捗状況について

第1次及び第2次一括法が施行され、第3次一括法案が国会へ提出されるなど一定の進展が見られたものの、義務付け・枠付けの見直し等については、地方分権改革推進委員会の勧告で示されたもののうち、法案に盛り込まれていないものがあるなど、十分なものとは言えない状況である。

また、国庫補助負担金改革については、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止して税源移譲すること、地域自主戦略交付金はそれまでの経過措置と明確に位置付けることなどについて、引き続き強く要請していく必要がある。

このようなことから、今夏に策定が予定されている国の「地域主権推進大綱(仮称)」に向けて、別紙のとおり意見(案)を取りまとめた。

○首長と国会議員の兼職について

真の分権型社会にふさわしい制度の構築に向けて、更なる改革を進めていくためには、地域の実情を国政に確実に反映させていくことができる仕組みが必要である。その一つの方策として、国民に身近な場で責任を持って自治体運営を行っている地方自治体の首長が、国会議員となり、国会での議決権等を持つことは大変有効であることから、「首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案(案)」を別紙のとおり取りまとめた。

なお、この首長と国会議員の兼職については、指定都市市長会だけではなく、全国市長会、全国町村会などと連携しながら議論を深めていくことも必要である。